

## 「砂川裁判は屈辱的な裁判であった」

2015年06月17日

憲法審査会で、三人の憲法学者が集団的自衛権行使は「憲法違反」であると証言した。誰もが納得できることではないか。以来、新聞、テレビの論調が変わってきたように思える。自民党政治に関わってきた、かつての大物政治家たちも「憲法違反」と言い、「立憲政治」を守れと発言している。自民党は大慌てである。そこで、事もあろうに「砂川裁判」で最高裁が自衛権を認めた判決を持ち出し、集団的自衛権も含まれると言い出した。とんでもない言い分である。「砂川裁判」は米軍基地拡張に反対した住民が基地内に侵入したことがきっかけになり、米軍基地の存在は憲法九条に違反するかどうかを問う裁判であった。一審の東京地裁は「伊達判決」で「違憲」とした。慌てた米国は日本政府と秘密裡の会談を持ち、政府は二審の高裁を飛び越え、最高裁で争うことにした。「田中判決」は、高度な政治で裁判になじまないとしながら、自衛のための戦力保持を認めた。事前にお膳立てした判決であったことは明白である。この裁判は、米国が日本の司法に介入し、主権国家としては屈辱的な裁判と言えよう。

日米安全保障条約批准後、安保行政は米国の意向に沿ったものであった。住民の反対を無視して、基地使用され、日米地位協定で差別され、「未亡人製造機」と言われるオスプレイは我がもの顔に飛行している。アフガニスタン・イラク戦争において「ショウザフラッグ（軍旗をかざせ）」、「ブーツオンザグランド（軍靴を履いて来い）」と言われたが、九条の下でかろうじて武力行使を阻止することができた。安倍政権は集団的自衛権を閣議決定し、武力行使の「新三要件」を作り、① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこととした。

米国は軍産共働システムで、戦争しなければ国が立ち行かない構造になっており、常に戦争を起こし続けていた。一方、国家財政は戦費がかさみ、首が回らなくなった。日本の集団的自衛権行使が法整備されれば、参戦を要望してくるであろうことは火を見るより明らかである。訪米した安倍首相への過大な「おもてなし」が何よりの証左である。要望された時、新三要件を盾に「ノー」と言えるか。まず、言えまい。「秘密保護法」を持ち出し、うやむやの内に自衛隊を派遣するであろうことは、今までの事例から確かである。

屈辱的な「砂川裁判」を持ち出し、最高裁の自衛権容認の判決から、いつでもどこでも派遣できる集団的自衛権まで広げることは、九条違反であることは論を待たない。安全保障条約は仲間内の安全を図ることで、それは当然、敵を作ることになる。戦地に赴く自衛隊員だけでなく、国内に住む国民もテロの標的になる。政府のいう命と安全は脅かされる。平和は敵を作らないような外交的な手段によって、達成すべきものである。安倍首相は中国、韓国を挑発するような言動は慎むべきである。

マーティン・ルーサー・キング牧師は「私には夢がある」という有名な演説をした。黒人と白人が兄弟愛のテーブルと一緒に座ることのできる夢である。人間は希望に生きる者である。争いの絶えない現実に合わせて戦争の準備をするのではなく、平和という希望に現実を変えていく「夢」を持つのではないか。これからの世界は、それが可能であると信じる。